

薬 第 915 号
平成26年3月11日

保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

新医療機器等の再審査結果 平成25年度(その4)について(通知)

このことについて、平成26年2月26日付け薬食機発0226第1号により厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長から別添のとおり通知がありましたので、その内容についてお知らせします。

なお、次の関係団体には別途通知済みです。

また、別添の通知は神奈川県ホームページ「かながわの薬事情報」に掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

(要旨)

薬事法第14条の4第1項の規定による再審査が終了し、O₂オプティクスが、薬事法第14条第2項第3号イからハまでのいずれにも該当しない(有用性が認められる)医療機器等と認められた。

*通知済み関係団体

(公社)神奈川県医師会

(公社)神奈川県病院協会

神奈川県医療機器販売業協会

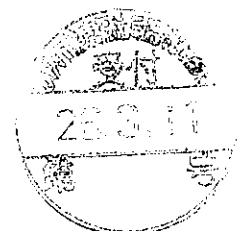
神奈川県医療機器工業会

問い合わせ先

薬事指導グループ 上野

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967 (直)



薬食機発0226第1号
平成26年2月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
医療機器審査管理室長
（公 印 省 略）

新医療機器等の再審査結果 平成25年度（その4）について

今般、薬事法第14条の4第1項に規定する再審査について、別表のとおりとりまとめましたので、御了知のうえ、関係各方面に対し周知方お願いいたします。



別表

再審査が終了した新医療用具等の取扱いについて（平成 15 年 9 月 30 日付け薬食発第 0930004 号医薬食品局長通知）の別記 1 の 3 に該当する医療機器等（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 2 項第 3 号イからハのいずれにも該当しない。）

番号	販売名	申請者名	一般的名称	承認年月日
1	O ₂ オプティクス	日本アルコン株式会社	再使用可能な視力 補正用色付コンタ クトレンズ	平成 16 年 8 月 24 日